

記入例

(No.)

墓地返還届

使用者番号

墓地名 〇〇 墓地 1 等 2 号 3 番 3.30 m²使用許可年月日 明治・大正・昭~~和~~・平成・令和 〇〇 年 5 月 1 日使用者の住所 鹿児島市山下町11番1号ふりがな かごしま たろう
氏名 鹿児島 太郎上記のとおり使用許可されていましたが、改葬・未使用
その他() のため不用となり、別紙のとおり関係者の同意を得ましたので、鹿児島市営墓地条例第11条及び
鹿児島市営墓地条例施行規則第5条第2項の規定により、原状に復し、返還いたします。なお、この返還届について、親族・その他の者から異議が生じた場合は、私が責任を
持って解決します。

令和 〇〇 年 6 月 20 日

届出人

本籍 鹿児島市山下町11番地
〒 892 - 0816住所 鹿児島市山下町11番1号
かごしま じろうふりがな 鹿児島 次郎
氏名 (署名又は記名押印)使用者との続柄 次男連絡先 ☎ 099 - 224 - 1111
携帯電話 - -

私は改葬にあたり墓地内のすべての施設物を撤去いたします。

撤去完了後は、速やかに撤去前と後の写真を管理事務所に提出して下さい。

撤去業者名 鹿児島市谷山中央4丁目4927番地
有限会社 〇〇石材工業 (署名又は記名押印)TEL 099-216-1301

鹿児島市長 殿

図面整理	台帳整理	墓地管理人

【添付書類】①戸籍謄本等(戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍謄本)で使用者と届出人及びその親族(祭祀継承権者)等がすべて記載された戸籍、死亡年月日の確認ができるもの(※使用者本人の届出時は不要)②届出人の住民票(市外居住者のみ、本籍記載のもの)③家系図(※使用者本人の届

出時は不要)④墓地使用許可証(紛失時は裏面「特記事項欄」に記載)

記入例

【家系図】

〇〇墓地 1等 2号 3番
 旧使用者 鹿見島 太郎 鹿見島 家の墓

必要な戸籍等

旧使用者 〇〇 様から届出人 〇〇 様の親族関係の確認が出来る戸籍(除籍・改製原)謄本一式

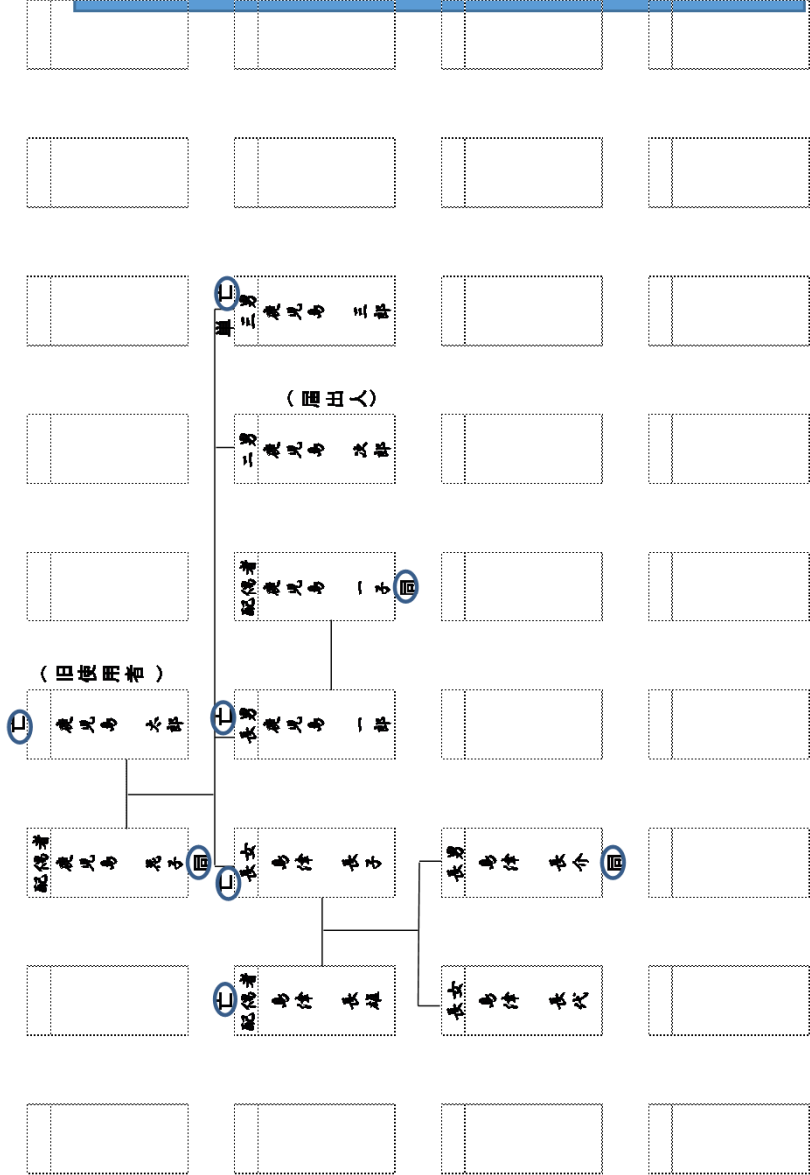
鹿見島 太郎 様の配偶者及び子の確認が出来る戸籍(除籍・改製原)謄本一式

鹿見島 太郎、鹿見島 太郎、鹿見島 三郎、鹿見島 三子、島津 長雄 様の死亡日の記載された戸籍(除籍・改製原)謄本一式

その他(長女 島津 長子の子(二人)がわかる戸籍)

※ 市区町村戸籍交付担当様へ…転籍・分籍等で他市区町村に上記の戸籍等がある場合、郵便目録の手続き等を宗能継承者様へ連絡してください。

届出人との関係	氏名	同意確認日	確認方法
母	鹿見島 花子	令和〇〇. 6. 10	対面(対面)電話・手紙・その他
兄の妻	鹿見島 一子	令和〇〇. 6. 15	対面(電話)手紙・その他
甥	島津 長介	令和〇〇. 6. 18	対面(電話)手紙・その他
			対面・電話・手紙・その他
			対面・電話・手紙・その他
			対面・電話・手紙・その他
			対面・電話・手紙・その他
			対面・電話・手紙・その他
			対面・電話・手紙・その他
			対面・電話・手紙・その他
			対面・電話・手紙・その他
			対面・電話・手紙・その他
			対面・電話・手紙・その他
			対面・電話・手紙・その他
			対面・電話・手紙・その他
			対面・電話・手紙・その他
			対面・電話・手紙・その他
			対面・電話・手紙・その他
			対面・電話・手紙・その他
			対面・電話・手紙・その他
			対面・電話・手紙・その他
			対面・電話・手紙・その他
			対面・電話・手紙・その他
			対面・電話・手紙・その他
			対面・電話・手紙・その他



この届出について、上記親族及び関係者に事前確認をました。

令和〇〇年6月20日

氏名 鹿見島 次郎
 (署名又は記名押印)